

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 章 コンテナ特例法関係 第 2 節 運送 （TIR 運送貨物の国内保税運送手続） 10－1 TIR 運送に係る貨物の運送手続については、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）第 5 章に定めるところによるほか、原則として、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 関税法第 63 条第 2 項に規定する担保の提供は、TIR カルネが関税法 <u>第 9 条の 11</u>に規定する保証となるので、その提供を省略させる。 (4) （省略） （TIR カルネの責任解除） 15－1 TIR 条約第 15 条に規定する用語の意義及び同条の適用については、次による。 (1) （省略） (2) 「保証団体の責任に代わって新たな責任が引き受けられる」とは、保証団体の TIR カルネによる保証に代わって貨物の輸入者、運送者等が関税法 <u>第 9 条の 11</u>に規定する担保の提供を行って当該貨物に係る関税等の納付等につき新たに責任を引き受けることをいう。 (3) （省略）	第 4 章 コンテナ特例法関係 第 2 節 運送 （TIR 運送貨物の国内保税運送手続） 10－1 TIR 運送に係る貨物の運送手続については、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）第 5 章に定めるところによるほか、原則として、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 関税法第 63 条第 2 項に規定する担保の提供は、TIR カルネが関税法 <u>第 9 条の 6</u>に規定する保証となるので、その提供を省略させる。 (4) （同左） （TIR カルネの責任解除） 15－1 TIR 条約第 15 条に規定する用語の意義及び同条の適用については、次による。 (1) （同左） (2) 「保証団体の責任に代わって新たな責任が引き受けられる」とは、保証団体の TIR カルネによる保証に代わって貨物の輸入者、運送者等が関税法 <u>第 9 条の 6</u>に規定する担保の提供を行って当該貨物に係る関税等の納付等につき新たに責任を引き受けることをいう。 (3) （同左）